

平成17年6月9日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
株式会社トラスト
代表取締役社長 ハナ ジェームス アンソニー

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご記入いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成17年6月24日（金曜日）午前10時
- 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番13号
名古屋ガーデンパレス 2F 桜の間
- 会議の目的事項
報告事項 第17期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）営業報告書報告の件
決議事項
第1号議案 第17期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（15頁から19頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（20頁から21頁まで）に記載のとおりであります。
第4号議案 取締役2名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第8号議案 第三者割当による新株予約権発行の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（25頁から27頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成16年4月1日)
(至 平成17年3月31日)

営業の概況

1. 営業の経過及び成果

当期における世界経済は、イラク戦争終結後のテロ等の活動への懸念、原油価格の高騰や大きな自然災害があったものの、米国経済の回復や中国を中心とした好調なアジア経済に支えられて安定感が高まりました。わが国経済は、企業の設備投資への積極姿勢が見え始めるとともに、個人レベルにおいても、失業率の低下、オリンピック特需による個人消費の増加などで景気の回復感が一段と高くなり、景気は着実に回復していると思われます。このような経済環境の中で、当社は、役員及び社員による現地への訪問を積極的に行い、主要販売地域を中心とした車両輸出を行うと同時に、海外に流通する日本製車両用のスペアパーツの輸出を開始しております。また、販売用のWebサイトの意匠等を変更し、顧客に対する誘引性を高め、オーダーの増加に努めてまいりました。

11月には、更なる業務の拡大及び顧客等からの信頼獲得のため、新規株式公開を行い、株式会社東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

販売面では、現地訪問による顧客のニーズの把握や広告等による販売促進活動により、受注が増加し、主要販売地域であるアフリカ、中南米、オセアニア地域を中心に売上を伸ばしましたが、原油価格の高騰を起因とする世界的な海上輸送料の上昇が続き、また、国内からの新車の輸出が好調であったことから、アフリカ及び中南米地域を仕向地とした船舶の船積みスペース確保の厳しい時期が続き、急激な輸送費の高騰に対し価格転嫁がスムーズにできなかったため、原価率が上昇し予想の利益率が確保できなくなりました。

仕入面では、自動車販売会社、インターネットを利用したTVオークションを中心に全国のオークション会場から効率的に仕入を行うことができました。また、アフリカ地域の需要から、四輪駆動車を中心とした乗用車の仕入に加え、トラック、バス等の大型車の仕入が増加いたしました。

以上の結果、販売台数11,803台(前期比37.5%増)となったことから、当期売上高は、5,376百万円(前期比55.6%増)と増収となりました。利益面につきましては経常利益600百万円(前期比27.7%増)、当期純利益343百万円(前期比20.3%増)と増益となりました。

2. 売上高の内訳

販売地域先	第 16 期 (平成16年3月期)			第 17 期(当期) (平成17年3月期)		
	台数 (台)	売上高 (百万円)	金額構成比 (%)	台数 (台)	売上高 (百万円)	金額構成比 (%)
アフリカ	4,840	2,109	61.1	6,249	3,057	56.9
中南米	1,843	602	17.4	3,071	1,195	22.2
オセアニア	1,217	551	16.0	1,733	845	15.7
アジア	109	35	1.0	98	46	0.9
ヨーロッパ	129	36	1.1	460	174	3.2
日本国内	445	118	3.4	192	57	1.1
合計	8,583	3,453	100.0	11,803	5,376	100.0

3. 対処すべき課題

当期は主要販売地域を中心に販売が好調に推移し、増収増益となりましたが、船舶確保が困難であったこと等により、上場時に発表いたしました当期の業績予想には及ばず、海外の需要に対する供給が追いつかない状況でありました。今後も、海外では引き続き日本製中古車の需要が高く、当社の売上は好調に推移するものと予測しております。このような環境のもと、当社は、販売地域の潜在顧客の獲得及び利益率の回復を行うとともに、定期的に安定した商品の提供に取り組んでまいります。

具体的には、下記の施策を実行してまいります。

商品輸送船の確保

現在、世界的な輸送船舶の不足に加え、日本の新車輸出が好調なため船舶の確保ができない状況が続いておりますため、当社は国内において、既存の海運業者との交渉や新規の海運業者の開拓を行う一方、海外船舶の日本来航船の確保を積極的に行ってまいります。

適切な価格設定

船舶確保の他、海上輸送費の販売価格への転嫁を顧客への信頼確保を維持しつつ、効率的に行ってまいります。また、管理費等の運転コストの少ない海外拠点(ストックヤード)の設置を行うことにより販売費及び一般管理費の減少につなげてまいります。

同業他社との差別化

Webサイトでの販売と併用して現地での対面販売や、Webサイトの多言語化の推進等、販売ツールによる他社との差別化を図ってまいります。

4. 資金調達の状況

平成16年11月9日に公募増資により新株式6,000株を発行しております。

発行価額 1株につき280,500円

発行価額の総額 1,683百万円

5. 設備投資の状況

当期中の設備投資の主なものは、仕入部門移転に伴う投資等であり、投資総額は13百万円であります。

6. 営業成績及び財産の状況の推移

項目	期別	第13期 (平成13年8月期)	第14期 (平成14年8月期)	第15期 (平成15年3月期)	第16期 (平成16年3月期)	第17期 (当期) (平成17年3月期)
売上高 (百万円)		1,925	2,354	992	3,453	5,376
経常利益 (百万円)		313	480	131	470	600
当期純利益 (百万円)		157	151	48	285	343
1株当たり当期純利益 (円)		787,677.69	759,300.72	233,152.14	5,679.86	6,535.35
総資産額 (百万円)		748	791	949	1,805	4,261
純資産額 (百万円)		485	627	663	917	3,238

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第13期についてはアフリカ地域でのプロモーション活動の効果による知名度の向上が売上高の増加につながりました。
3. 第14期については従来のFAXでの取引からインターネット、電子メールでの取引に変わったため、販売効率が大幅に改善され売上高を大幅に伸ばしました。
4. 第15期については決算期の変更により売上高、経常利益及び当期純利益は大幅に減少しました。
5. 平成14年10月22日開催の第14期定時株主総会決議により、決算期を8月31日から3月31日に変更しました。従って、第15期は平成14年9月1日から平成15年3月31日の7ヶ月間となっております。
6. 第15期より1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)を適用して算定しております。
7. 第16期において平成15年4月15日付で株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、期中平均株式数は期首に分割が行われたものとして計算しております。
8. 第16期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
9. 第16期については、営業人員を中心に人材を採用し、顧客への対応の強化を図りました。
10. 当期については原油の高騰等の影響により、利益率の減少がございましたが、主要販売地域を中心に売上を伸ばしました。
11. 当社は平成16年11月10日付で株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。これに伴い、平成16年11月9日付で一般募集による新株式の発行(6,000株)を行っております。

会社の概況（平成17年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

当社は主にインターネットを通じて世界各国に中古自動車の輸出販売を行っております。

2. 主要な事業所

本 社 愛知県名古屋市中区
ストックヤード 愛知県名古屋市港区

3. 株式の状況

会社が発行する株式の総数 200,000株

(注) 平成17年2月14日開催の取締役会の決議に基づく株式分割に伴い同取締役会において定款変更決議を行い、平成17年5月20日をもって会社が発行する株式の総数を200,000株から1,000,000株に変更しております。

発行済株式の総数 56,000株

(注) 1. 平成16年10月5日及び平成16年10月19日開催の取締役会の決議により、平成16年11月9日付で公募による新株式の発行をいたしました。これにより、発行済株式総数は6,000株増加し、56,000株になりました。

2. 平成17年2月14日開催の取締役会において、平成17年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主が所有する株式1株につき、5株の割合をもって平成17年5月20日に株式分割（無償交付）を行うことを決議いたしました。これにより発行済株式の総数は224,000株増加し、280,000株となります。

株 主 数 3,429名

4. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
VTホールディングス株式会社	37,950 ^株	67.76 [%]		
株式会社アーキッシュギャラリー	2,927	5.22		
みずほ証券株式会社	2,890	5.16		
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	517	0.92		
三木谷晴子	245	0.43		
森元日出男	210	0.37		
バンク オブ アイランド ノン トリー ティー	198	0.35		
リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)	150	0.26		
リーマン ブラザーズ アジア キャピタルカンパニー	150	0.26		
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイビーエル	130	0.23		

5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況
該当する事項はありません。

6. 新株予約権の状況
現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成15年10月16日
新株予約権の数	450個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	450株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して 払込をすべき金額	1株当たり50,000円
新株予約権の行使期間	平成17年11月21日から平成20年11月20日まで

(注)平成17年3月31日の株式名簿及び実質株式名簿に記載または記録された株主に対し、平成17年5月20日付をもって所有株式1株を5株に分割することを決議いたしました。これにより、上記新株予約権の状況のうち、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は各々調整されております。

7. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	32名	5名増	30.6歳	1.8年
女 性	12名	2名増	29.8歳	2.2年
合計または平均	44名	7名増	30.4歳	1.9年

(注) 上記従業員数には臨時従業員2名は含んでおりません。

8. 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社はVTホールディングス株式会社であり、当社の株式を37,950株(議決権比率67.7%)を所有しております。

当社は親会社から本社事務所を賃借しており、従業員の出向者が1名、役員の兼任が2名となっております。

9. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	ハナ ジェームス アンソニー	
取 締 役	ローソン スコット ジェームス	営業部長
取 締 役	オラ ベ ッ ツ ベ ー ラ	IT部長
取 締 役	高 森 弘	管理部長
取 締 役	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会 社 常務取締役
監 査 役	斎 藤 脩	
監 査 役	柴 田 和 範	公認会計士

- (注) 1. 取締役伊藤誠英氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。
2. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 就任
監査役柴田和範氏は平成16年6月24日開催の定時株主総会において、監査役に選任され、就任いたしました。

決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

株式の分割

平成17年2月14日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり株式分割による新株式を発行いたします。

(1)平成17年5月20日付をもって、普通株式1株を5株に分割いたします。

(2)分割の方法

平成17年3月31日(木曜日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

(3)分割により増加する株式数 普通株式 224,000株

(4)配当起算日 平成17年4月1日

(5)会社が発行する株式の総数

平成17年5月20日をもって当社定款を変更し、会社が発行する株式の総数を200,000株から1,000,000株に変更いたしました。

なお、当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の1株当たり当期純利益は、1,307円07銭となります。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,095,426	流動負債	1,019,864
現金及び預金	3,310,369	買掛金	101,768
売掛金	75,303	未払金	24,898
有価証券	50,375	未払費用	13,885
商品	562,197	未払法人税等	144,060
貯蔵品	3,114	前受金	725,092
前渡金	22,837	預り金	902
前払費用	2,190	前受収益	125
繰延税金資産	15,017	賞与引当金	9,082
未収消費税等	34,944	その他	50
その他	19,076	固定負債	3,574
固定資産	166,190	役員退職慰労引当金	3,574
有形固定資産	104,994	負債合計	1,023,439
建物	60,598	(資本の部)	
構築物	13,440	資本金	1,341,500
車両運搬具	4,457	資本剰余金	1,167,300
工具器具備品	13,353	資本準備金	1,167,300
土地	11,518	利益剰余金	729,356
建設仮勘定	1,626	利益準備金	2,500
無形固定資産	8,028	任意積立金	200,000
営業権	3,986	別途積立金	200,000
商標権	159	当期末処分利益	526,856
ソフトウェア	3,882	株式等評価差額金	20
投資その他の資産	53,166	その他有価証券評価差額金	20
投資有価証券	39,045	資本合計	3,238,177
出資金	110	負債及び資本合計	4,261,616
長期貸付金	5,571		
繰延税金資産	2,541		
その他	8,598		
貸倒引当金	2,700		
資産合計	4,261,616		

損 益 計 算 書

(自 平成16年4月1日)
 (至 平成17年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		5,376,306
売上高		
営業費用		
売上原価	4,125,643	
販売費及び一般管理費	656,141	4,781,785
営業利益		594,521
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息配当金	9,535	
その他営業外収益	30,201	39,736
営業外費用		
株式公開費用	20,645	
その他営業外費用	12,832	33,477
経常利益		600,780
(特別損益の部)		
特別利益		
保険解約金	3,200	
貸倒引当金戻入益	3,430	6,630
特別損失		
固定資産除却損	70	
役員退職慰労金	19,020	19,090
税引前当期純利益		588,319
法人税、住民税及び事業税		241,465
法人税等調整額		3,712
当期純利益		343,140
前期繰越利益		198,715
中間配当額		15,000
当期末処分利益		526,856

注 記 事 項

< 重要な会計方針 >

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品

個別法による原価法

(2) 貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

7. 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

< 貸借対照表関係 >

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 支配株主に対する金銭債権
長期金銭債権 4,400千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 46,521千円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
- 商法施行規則第124条第3号の規定により配当が制限される純資産額は20千円であります。

< 損益計算書関係 >

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 支配株主との取引高
その他の営業取引高 14,640千円
営業取引以外の取引高 5,853千円
- 1株当たり当期純利益 6,535円35銭

利 益 処 分 案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	526,856,766 円
合 計	526,856,766
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 700 円)	39,200,000
取 締 役 賞 与 金	1,015,000
次 期 繰 越 利 益	486,641,766

- (注) 1. 平成16年12月24日に15,000,000円 (1 株につき300円) の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金には、1株につき400円の上場記念配当金を含んでおります。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第17期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分に関する議案および附属明細書を監査いたしました結果、適法かつ正確であることを認めます。

平成17年6月7日

株式会社 トラスト

監査役(常勤) 斎藤 脩 (印)

監査役 柴田 和範 (印)

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 トラス
代表取締役社長 ハナ ジェームス アンソニー
2. 総株主の議決権の数 56,000個
3. 議案及び参考事項

第1号議案 第17期（自平成16年4月1日至平成17年3月31日）貸借対照表、
損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類（9頁から13頁まで）に記載のとおりであります。

当社取締役会及び監査役は、貸借対照表及び損益計算書につきまして、法令及び
定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めております。

当社は、安定的な経営基盤の確立と株主資本比率の向上に努めるとともに、業績
の伸展状況に応じて配当性向を勧案のうえ、株主に対する積極的な利益還元策を実
施することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、1株につき普通配当を300円とし、これに上
場記念配当400円を加え、700円といたたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改
正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款
の定めをもって取締役会の決議による自己株式の買受けが認められました。
これに伴い、機動的な資本政策を遂行できるよう、定款第6条（取締役会決
議による自己株式の買受け）を新設するものであります。

(2) 平成16年11月10日の株式公開に伴い、当社の発行する株券は「株券等の保
管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づいて、証券保管振
替機構の取扱い対象銘柄になったことにより、「実質株主」及び「実質株主名
簿」の取扱いを明確にするため、現行定款第6条（名義書換代理人）、第7
条（株式取扱規則）及び第8条（基準日）について所要の変更を行うもので
あります。

(3) 当社は第17期において資本金が5億円以上となったことに伴い、「株式会
社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（昭和49年法律第22号）の適
用を受ける大会社となりますので、新たに監査役会に関する規定を新設する
とともに、現行定款第4章（取締役、監査役及び取締役会）について所要の
変更を行うものであります。

- (4) 取締役の成果責任をより一層明確にし、最適な経営体制を機動的に構築するため、現行定款第16条（任期）について2年から1年に変更するものがあります。また、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期を明確にするため、附則を設けるものがあります。
- (5) その他、条数の繰り下げ及び字句等の整備を行うものがあります。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(新 設)	<u>(取締役会決議による自己株式の買受け)</u> 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、 <u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>
(名義書換代理人) 第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。	(名義書換代理人) 第7条 (現行どおり)
2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	2. (現行どおり)
3. 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社に於いてはこれを取扱わない。	3. 当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿</u> 、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理</u> 、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社に於いてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第7条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第8条 当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第9条 } (条文省略) 第13条</p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理</u>、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第9条 当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ</u>)をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第10条 } (現行どおり) 第14条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>(員数) 第14条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第15条 取締役及び監査役は、株主総会に於いて選任する。 2. 取締役及び監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 4. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第17条 } (条文省略) 第22条</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会に於いて選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (削除)</p> <p>第18条 } (現行どおり) 第23条</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 5 章 監査役及び監査役会
(新 設)	(員 数) 第25条 当会社の監査役は4名以内とする。
(新 設)	(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会に於いて選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
(新 設)	(任 期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
(新 設)	(常勤監査役) 第28条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。
(新 設)	(監査役会) 第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。
(新 設)	(報酬及び退職慰労金) 第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。
第5章 計 算	第6章 計 算
第24条 ┆ 第27条	第31条 ┆ 第34条
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	附 則 第17条の規定にかかわらず、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、本附則は、平成18年3月期に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要件により、当社の取締役、執行役員及び従業員に新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式3,000株を総株数の上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年8月1日から平成22年7月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡または(7)の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役ハナ ジェームス アンソニー、ローソン スコット ジェームス、オラベツ
ツ ベーラの3氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては取締役
2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 特別の 利害関係
バーグ ステファン クロスビー (昭和41年1月22日生)	昭和58年9月 ダイレクト・ディ ーゼル・サプライ 株式会社入社 昭和63年12月 当社設立 昭和63年12月 当社代表取締役社 長就任 平成14年8月 当社監査役就任	5株	(注)1
オラフ スヴェンソン (昭和30年11月4日生)	昭和52年8月 J&L Shipbrokers Ltd.入社 平成元年12月 Supertramp Maritime Pte Ltd. 取締役就 任(現任) 平成16年7月 Premier Auto Lines Pte Ltd. 取締役就 任(現任)	株	なし

- (注) 1. 取締役候補者バーグ ステファン クロスビー氏と当社は社宅の賃貸取引を行って
おります。取引条件につきましては、社宅管理規程に基づき、決定しております。
2. 取締役候補者のうちオラフ スヴェンソン氏は、商法第188号第2項第7号ノ2に
定める社外取締役の要件を満たす候補者であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

当社は第17期において資本金が5億円以上となったことに伴い、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号)第26条第3項第1号に基づき、監査役2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
齋藤 脩 (昭和11年4月13日生)	昭和34年4月 名古屋ふそう自動車株式会社(現・名古屋三菱ふそう自動車販売株式会社)入社 昭和56年6月 名古屋三菱ふそう自動車販売株式会社取締役就任 平成5年6月 同社常務取締役就任 平成8年6月 同社専務取締役就任 平成9年6月 同社取締役副社長就任 平成10年6月 長野三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役就任 平成15年3月 当社監査役就任(現任)	2株	なし
柴田 和 範 (昭和31年6月22日生)	昭和58年3月 公認会計士登録 昭和61年4月 公認会計士事務所開設 平成14年6月 株式会社ホンダベルノ東海(現・VTホールディングス株式会社)監査役就任(現任) 平成16年6月 当社監査役就任(現任)	株	なし
鹿倉 祐 一 (昭和42年5月28日生)	平成10年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)登録 平成14年10月 法律事務所開設	株	なし

(注) 監査役候補者のうち柴田和範氏、鹿倉祐一氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号)第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たす候補者であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は第17期において資本金が5億円以上となったことに伴い、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(昭和49年法律第22号)の適用を受ける大会社となりますので、同法第3条第1項に基づき、会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(平成16年12月31日現在)

名 称 設 立 出 資 金 事 務 所 沿 革 国 際 業 務	新日本監査法人 平成12年4月1日 1,712百万円 (主たる事務所) 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 (業務執行社員の執務する事務所) 名古屋市中区錦一丁目3番2号 (その他の事務所) 国内36ヶ所 平成12年4月1日 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して監査法人太田昭和センチュリーとなる。 平成13年7月1日 新日本監査法人と改称アーンスト・アンド・ヤング・グローバル(EYG)の常任理事国として加盟
事 務 所 名 代 表 者 名 事 務 所 所 在 地 登 録 開 業	公認会計士 磯部 徹 事務所 磯部 徹 (昭和22年8月15日生) 名古屋市中区金山一丁目2番4号 昭和51年3月17日 昭和53年1月1日

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしますハナ ジェームス アンソニー氏及びローソン スコット ジェームス氏並びにオラベッツ ベーラ氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任をお願いいたしたく存じます。

取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ハナ ジェームス アンソニー	平成13年6月 当社取締役就任 平成14年8月 当社代表取締役社長就任(現任)
ローソン スコット ジェームス	平成15年12月 当社取締役就任(現任)
オラベッツ ベーラ	平成15年12月 当社取締役就任(現任)

第8号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要件により、新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社は海外の顧客に対して中古車の輸出販売をしておりますが、今後の事業拡大のために、販売輸出の拡大、中古車の付加価値を高めることを経営上の重要課題と認識しております。その方策として、海外における販売拠点の設置及び運営を積極的に行うために、現在販売先地域の協力者と連携して事業運営を行っております。今後の海外事業を拡大・加速するためには、当社にとりましてその実績ある協力者の重要性が一段と高まり、その協力者に対し、今回の第三者割当による新株予約権の発行を行う所存でございます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

Overseas Business Development Fund (海外事業投資組合)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式4,500株を総株数の上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

4,500個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値をもって行使価額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年8月1日から平成22年7月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上